

第18回運転免許制度に関する懇談会における発言要旨

1 免許制度に高齢者に係る記憶力、判断力等に関する検査を導入し、高齢者講習における安全教育に活用することについて

委員 記憶力、判断力等に関する検査の導入には賛成である。ただ、高齢者講習の評判が悪くならないよう、どのように運用していくのか、それをもう一度検討してほしい。

委員 高齢者の事故が増加し、なおかつ、認知症の人が運転することが危険であることは理解できるので、検査をすることについては賛成する。

委員 検査導入の是非については、全く導入に異議はない。

委員 高齢者対象で検査を導入することは、必要であろうと考えている。

委員 高齢者講習の一環として本検査をすることが適当ではないかと思う。

委員 高齢者としては認知症として排除されるようなおもしろくない気持ちがあると同時に、自分は認知症になっているのではないかという不安もある。だから、その辺を上手く表現して、「これからも安全に運転してもらうため、自信を持っていただくためにテストをやります」という説明をしてもらいたい。

委員 一種の健康診断として、よいネーミングを考えてもらいたい。認知機能検査という名前に非常に抵抗があると思う。また、受講者の関心は、高齢者講習で行われる色々な検査の結果について自分はどうなんだろうということにあるわけだから、受講者の満足度を高める運用の在り方をよく検討してもらいたい。

委員 高齢運転者を排除することが主な目的であるという説明にならないような配慮が大事である。採点も幅広い回答を許容するよう、甘くし、できるだけ受検者の能力を認めてあげた方がよい。

委員 一番よいのは、自分で自分の状態をわかって納得することである。そして、自分で行動を変えていくという活力や多様性を生かすことである。この検査の導入が、人々の行動を変え、多様な高齢化社会が広がっていくチャンスを与えるということになれば、社会的にも大きなことにチャレンジすることになるのではないか。

委員 この検査の信用度をまずPRする必要がある。

委員 同じ人に対し、医師が診断する基準を当てはめた結果とこの検査を受けた結果の分布に相関関係がある、ということならよいが。

事務局 この検査は、17年度に東京都老人総合研究所が行った調査研究において、認知症の診断に用いる既存の検査を簡易にして作成したものである。その調査研究において、この簡易検査の結果と臨床例を照らし合わせて、相関関係があることを確認している。その後、認知症の専門の医師や本懇談会のメンバーでもある鈴木先生らで構成される認知機能検査の開発のための委員会でも検討していただいている。したがって、この検査は、認知症に関する専門医が推奨する信頼性のあるものといえる。

委員 テストの点数というのは本人に教えるのか。

事務局 今後の課題であるが、具体的な点数までは教えなくてもいいと考えている。ただ、「あなたは認知機能が低下していますよ」とか個別に何か紙にやさしく書いた上でお渡しして具体的に安全教育をしていくというやり方は必要であると考えている。

委員 一番よくないのは、受講者が4人いるような場合、一人一人に対して、何となく指導員の言い方が違う。自分はよかったのかなあと思わせるような伝え方はよくない。個人個人に、はっきり結果を伝えた方がよい。

委員 今の高齢者講習で実施している一般の適性検査の結果は、5点満点で紙にしてかなりはっきり見せてくれるのではないか。父は運転に自信があったようだが、高齢者講習の結果を見て、がっくりきて、最近は運転をしなくなって、歩いているが、そういう意味で自分は危ないのだということを認識させるきっかけになっている。記憶力、判断力等についても同じことだと思う。

2 記憶力、判断力等に関する検査の実施対象者を、高齢者講習の受講対象者により更に絞ることについて

委員 高齢者講習の受講者は、同じ年齢でも能力に個人差があり、同じことを理解するのに非常に時間がかかる人とすぐわかる人がいる。その意味で、記憶力、判断力等に関する検査の対象は70歳以上でなければならないと思う。ただし、高齢者講習自体の導入の経過と同じように75歳以上から始めて、慣れてきたら70歳以上に持っていくと

いうのは順当だと思う。

委員 高齢者講習の一環として、70歳以上から本検査の対象とするのが適当ではないか。ただし、限られた高齢者講習の時間内に検査を実施し、検査結果を受検者に理解させなければならないことを考慮すると、既に一度は高齢者講習を受けて慣れている75歳以上を対象とする考え方も理解できる。

委員 今年から高齢者の仲間入りをしたが、65歳でもこの検査をやってみたらよい。今なら簡単な検査だと思うが、将来、難しく感じるようになったときに、納得できるのではないか。

委員 若い時期から、とはいえ50歳では若すぎるが、60歳からやってもよいのではないか。

委員 負担があまり増えないのであれば、65歳以上の高齢者に入ったあたりから自然に導入していったらという気がする。そのくらい若い方でも、認知症になられているようだ。

事務局 比較的若い方の認知症もあること、また、認知機能の低下について早く気付いてもらった方がよいというのは、そのとおりである。一方、機能が低下する割合は若くなればなるほど低くなるわけだから、全員に検査を義務付けることとする場合の対象は、特にスタート時は、かなり年齢の高い方に限った方がよいのではないかと考えている。将来の検討課題としては、義務ではないけれども更新時に自分で自由に検査を受けることができるようにしたり、県警のホームページに検査の問題が出てくるようにできればよいと考えている。

3 検査の結果、認知症のおそれがある者に対して臨時適性検査を実施し、医師の診断を受けさせることについて

委員 この検査の結果、認知症の疑いがあると判定された方については、すぐに免許の取消になるわけではなくて、あくまでも医師の診断を受けるところに第一関門があって、診断があってはじめて認知症である、ということになるわけだから、臨時適性検査を受けてもらうことは必要だと思う。

委員 私の友人で、この検査に関する新聞記事を見てこれは是非やるべきだと言う人がいる。そういう人は、認知症の高齢者を抱えているご家族である。「ものすごく基本

的なことを答えられない。ああいう人に運転してもらうことは困る」ということである。

委員 家族の人たちは、ものすごく心配している。「車の運転しては困る」と一生懸命にその人の動向をみている。また、かかりつけの医者でもそのように言っている人がいる。

4 認知機能に関する検査の実施に携わる者に対する教養について

委員 記憶力、判断力等の状況や、それぞれに応じて教える範囲や教え方が異なる複数の受講者を受け持って、本当に効果のある高齢者講習を実施していくためにはどのようにしていくか。状況の許す地域では、同じような認知機能レベルの受講者を集めて実施できるとよいと思うが、一律にはできないし、よく配慮してほしい。

事務局 理想を申せば、予めこの検査を実施して、結果が同程度のグループに分けた受講生を教えるのがよいと思うが、実際には、高齢者講習は予約が必要であり、予約した方に限られた時間で講習をするためには、グループ分けというのはなかなか難しいと思われる。少人数の講習であることから、指導員が検査の結果を把握して個々人に応じた指導をやっていく必要があると考える。今後の運用において、指導員の安全教育のマニュアル、指導方法等を検討していきたい。

委員 是非、検査に携わる職員の方に、認知機能の低下という非常にセンシティブな個人情報扱っているのだから、適正な管理がなされなければならないことについて、十分な指導・研修を徹底していただきたい。

また、その点について、国民に安心感を与えるような広報をしていただきたい。

事務局 その点については、私どもも十分に指導していきたいと考えている。また、法改正の際には、高齢者講習を担当する教習所について、守秘義務を課したいと考えている。

5 その他高齢運転者にかかる記憶力、判断力等に関する検査について

委員 高齢者は、運転をしなくても、運転免許証を持っていたいと思う人が多い。一般社会で何か手続きしようというときに自分を証明できる、顔写真のついた免許証に代

わるものを活用できるよう考えたらよいと思う。そういう「スリーピング・ライセンス」ともいうべきものが社会的認知を受けていれば、免許を失うことに対する抵抗感も薄れるだろうと思う。

委員 職業ドライバーについては、どのように考えるのか。

委員 二種免許については、検査の結果、第二分類に区分された場合、免許更新をさせるか検討が必要ではないか。お金をとって人の命を預かっている人たちだから。

委員 運転者本人のためというより利用者のために、二種を一種に格下げする、一種にはないけれども二種には制限があるというのは必要ではないか。

事務局 免許の定年制といった制度は、現在のところ考えていないが、そのような事故が増えてくれば検討が必要かもしれない。一方、二種免許には深視力というかなり難しい適性検査が課せられており、高齢者は一般的に視力が低下する傾向があるので、適性検査を通過するのが難しくなっている。

委員 今後も高齢免許保有者が増加していくことへの対応を考えると、ゲームのような機械で受検者1人でやれる手段を検討してはどうか。

事務局 機械での採点は難しいケースが出てくるのではないかと、思う。例えば、正解が「ライオン」であるとしても、「獅子」等の多様な回答が出てくる。また、できるだけ幅広い回答を許容して受検者の能力を認めていこうとすると、例えば、書きかけの単語についても、指導員が受検者に何を書こうとしたのか尋ねた上で採点するといったことが考えられ、人間による対応が必要である。

6 一定年齢以上の高齢運転者に対し、高齢者標識の表示を義務付けることについて

委員 高齢者マークの表示を義務化してもよいと思うが、高齢者が有する運転特性、周辺の運転者が行うべき配慮について、他の年齢層の運転者に教育し、理解させることを前提として行う必要がある。

委員 高齢者マークを義務化すると言うより前に、そういう標識をつけなくても良い周りの環境を作るべきである。日本では運転が上手なプロドライバーほど自分勝手に、意識や文化度が低い。本来は、教習所の教え方を変えなければならない。

委員 指定自動車教習所の果たす運転者教育というのはものすごく大切。運転マナーとはどうあるべきか、ということを経験・学校でも教えずに、教習所だけになっている。運転者教育というのがどうあるべきかということを経験にやるべきではないかと思う。

委員 教習所の教育も変えなければならないし、最終的にはそんなマークは不要で、皆が免許を持って同じように走れる交通環境ができればよいと思う。しかし、車のヘッドレストが高くなり、前の車の運転者の様子が分かりづらくなっている現状や全体の車の流れを考えると、基本的にマークを付けておいた方が、後ろの運転者も、「仕方がない。どこかですっと追い抜いていこう」と余分なフラストレーションを解消する役に立つと思う。だから義務付けてよいと思う。また、周辺の運転者が行うべき配慮について、知ってもらうために広報啓発もきちんとしなければならないと思う。

委員 初心者マークについては表示義務があることから、初心者の危険と高齢者の危険が立法事実として同じように考えることができるのであれば、同じように表示義務というのがあってもよいと思う。

事務局 教習所の教育については、ごもっともな指摘と考えており、特に学科教習の在り方について、ルール以前のマナーやルールの必要性についても身に付くようなものにする方向で研究していきたい。

委員 高齢者に限定するものではなく、周囲からの保護が必要な人が全員つけられるマークの導入を検討してみてはどうか。

委員 気の利いた標語とかマークとか考えられないか。

委員 初心運転者標識の表示義務違反について、過失犯も刑罰になっているが、秩序罰でよいのではないか。直ちにどうこうではなく、問題提起したい。